

令和3年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 令和3年4月26日（月）午後6時15分～8時20分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委員] 向 田 直 範 会長
矢 吹 徹 雄 副会長
植 松 美由紀 委員
斯 波 悦 久 委員
半 澤 政 子 委員

[事務局] 総務部長 及川 浩史
同部総務課長 東 邦彦
同課文書・法制担当 主査 江部 靖
同課文書・法制担当 主任 泉 亮子

[諮問課] ①総務部総務課
課長 東 邦彦、主査 江部 靖、主任 泉 亮子
②建設水道部都市整備課
課長 那須野 英人、主査 伊藤 道人

傍聴者 5人

議 題

【報告】

1 令和2年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況

【諮問】

- 1 石狩市個人情報保護条例の改正について（総務部総務課）【公開】
- 2 公文書一部開示決定についての審査請求に係る審査諮問について（建設水道部都市整備課）【非公開】

○第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【東課長】 皆さん、お晩でございます。大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審査会ですが、お手元の会議次第に沿って、進めていただきたいと思いますように考えております。

皆様のお手元に、一つずつマイクをご用意してございます。

今回の審査会から、マイクで発言された内容について、パソコンのソフトを活用し、議事録を自動で作成するシステムを使用しますので、発言の際には、マイクをご使用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、昨年は、新型コロナウイルス感染症のため、全て書面開催となりまして、皆様と顔を合わせる機会がございました。

この間に、事務局体制にも人事の異動がありましたので、ここで、自己紹介をさせていただきます。

事務局の自己紹介をいたします。

総務部長の及川です。主査の江部です。主任の泉です。

私、総務課長の東と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会に当たりまして、向田会長から一言お言葉を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

【向田会長】 それでは、ただいまから令和3年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

ではまず、事務局の方から事案等についてのご説明をお願いいたします。

【東課長】 本日の議題につきましては、報告事項1件と審議案件2件となっております。着座にて説明させていただきます。

最初に、報告事項としまして令和2年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況について報告させていただきます。

次に、審議案件につきましては1件目が総務部総務課所管の「石狩市個人情報保護条例の改正について」こちらは公開での審議となっております。

続いて2件目が、建設水道部都市整備課所管の「公文書一部開示決定についての審査請求に係る審査諮問について」でございます。こちらは非公開となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【向田会長】 それでは、報告事項についてお願いいたします。

【東課長】 それでは、私から報告事項として「令和2年度 石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況」の報告をいたします。

資料といたしまして、令和2年度の石狩市情報公開・個人情報保護制度実施状況の一覧が1枚と、個々の請求の内容などの件数を記載したもの2枚をお配りしているところです。皆様、お手元にご覧いただけますでしょうか。

左が情報公開制度、右が個人情報保護制度の開示の状況となっております。

情報公開制度につきましては、昨年度、令和2年度は、市長部局が20件、農業委員会が3件ということで、トータルで23件ございました。その内訳としましては、全部開示が6件、一部開示が10件、該当文書が存在しない不存在が1件、開示請求の取下げが6件となっております。この23件の中には、平成31年1月から令和2年12月にかけて、電子申請により開示請求された5件を含んでおります。

これらは、市役所内のシステム設定のミスによりまして、公文書開示請求が未処理となっていたものが判明したものでございますが、その後、直ちに請求者に連絡をとり、本人の意向を確認して、開示、又は取下げの対応を行うとともに、すべてのシステム処理等の対策を完了したところでございます。

続きまして、右側の個人情報保護制度でございますが、個人情報の開示請求は市長部局で6件、教育委員会が1件で、トータル7件でございました。このうち全部開示が1件、一部開示が3件、また、該当文書が存在しない不存在が3件となっております。

審査請求は1件となっております、本日の審査会での諮問案件となっております。

説明につきましては以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

- 【向田会長】 ただ今の報告について、何かありましたらどうぞご自由にお願ひします。
- 【斯波委員】 ちょっとよろしいでしょうか、斯波ですけども、情報公開の関係で、取下げが6件、市長部局でありますけれども、これは理由っていうか、どういう形で取り下げになったのか、何かまとめたものはありますか。
- 【事務局】 この件でございますけれども、先程の配布資料の中で説明しました電子申請の関係で、こちらで申請に気づくのが遅れてしまった件がありました。申請に気づくまでに時間が経ってしましまして、判明した時点で、それぞれの申請者に意向を確認しましたが、申請時点から時間が経過してしまい、今はもう申請しないですとか、そのような理由で取り下げという形をとられたものが、数件入っております。以上となっております。
- 【斯波委員】 今、システム上の問題で、そういう事務処理になってしまったということなんですが、それはどのような経過なのでしょう。
- 【事務局】 電子申請のシステムがありまして、そのシステムで申請があった場合、本来であれば、メールで担当職員の方にお知らせが来るように設定しておくべきでしたが、その設定が変わっていることに気づかないままになっておりまして、担当職員の方にメールが届いていませんでした。それで、職員が気づかないまま時間が経ちまして、請求者の方から連絡をいただいて、それで気づいて、急いでそれまでに請求された方に連絡を取りまして、請求の意思を確認させていただいたという次第です。
- その後は、こちらでシステムの設定を再度確認しまして、システム担当課とも連携して、今後こういったことがないようにということで、対策をとらせていただきました。
- 【向田会長】 申請から放置されていたということですが、何か月位になりますか。
- 【事務局】 平成31年の1月に申請されたものが一番古いものでした。それに気づいたのが、昨年、令和2年12月です。
- 【向田会長】 その他、いかがでしょうか。
- 【植松委員】 ただいまの件なんですけれども、システム上の改修をされたということですが、ご担当の方に申請されたメールが届くだけではなくて、例えば、ご担当の方はそのシステムに必ず1日1回確認をするとか、そういう作業は、行っていなかったのでしょうか。
- 【事務局】 システム上の設定ミスについては、想定しておらず、積極的にシステムにログインして確認するところまでは行なっていなかったところなんです。
- その後は、システムを設定し、実際にメールでの請求が届くことと、定期的にシステムにログインして確認しています。

【向田会長】 この他、よろしいでしょうか。それでは、報告事項を終わりました、次に、諮問1を受けたいと思います。

【及川部長】 =諮問書1読み上げ=

【向田会長】 それでは、事務局から諮問1を受けましたので、本日の諮問内容につきまして説明をお願いします。

【事務局】 総務課の江部でございます。それでは、私からご説明申し上げます。座って失礼させていただきます。

諮問案件1に関する配布資料については、諮問書の写し、諮問案件の補足説明、個人情報事務登録簿様式、現行の石狩市個人情報保護条例となっております。

今回の諮問では、6月の第2回定例市議会に上程を予定している石狩市個人情報保護条例の一部改正について、その改正内容に関して、ご審議をお願いするものです。

改正内容としては、条例第10条で、個人情報の目的外利用や提供をしないことを定めていますが、いくつかの例外を設けています。その例外事項の一つとして「個人情報を実施機関内で利用や提供する際に、事務の遂行に必要な限度で利用し、利用することに相当な理由のあるとき」を追加するというものです。

諮問書の別紙に記載されていますが、現行の石狩市個人情報保護条例第10条では、個人情報の目的外の利用や提供を原則として認めていません。

ただし、例外として、法令等の規定に基づく場合、本人の同意に基づく場合、出版や報道などで、すでに公になっている場合、個人の生命や財産などを保護するために緊急の場合には、個人情報の目的外での利用や提供を認めています。

今、お話ししました例外事項に該当しない場合などで、市が公益のために事務を執行する必要がある場合には、その都度、審査会に諮問してまいりました。

これは、個人情報を目的外で利用・提供する際には、より一層慎重な判断が求められることによります。

一方で、昨年当初から新型コロナウイルス感染症が世界中に広まり、日本においてもその影響を受け、その対策として国からさまざまな施策が講じられました。

その施策の中に、「子育て世帯」や「ひとり親世帯」への給付事業があり、市では、その実施にあたり、同一の実施機関内の個人情報を目的外利用する場合、他の実施機関に個人情報を提供する場合に該当すること、加えて、少しでも早い時期の給付が求められていたことから、審査会に対して、緊急に案件を諮問し、早急な審議が必要とされる事態が続きました。

そして、新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、現状から判断しますと、今後においても、昨年と同様の事態が生じることが想定されます。

昨年、審査会で書面にてご審議いただいた「子育て世帯」や「ひとり親世帯」への給付事業の中には、通常の所管業務で個人情報を取り扱っている職員、具体的に申し上げますと、こども家庭課の職員が、所管業務と同様の事務作業により個人情報を取り扱っているため、外部への情報漏洩などのリスクが少ないこと、また、これに加えて、長年にわたる審査会からの答申事例も蓄積されており、近年では、過去の答申事例と類似する事例を諮問するケースもあり、審査会での諮問内容について、実質的な審査事項が少ない例も見受けられるところであります。

ただ今説明しました個人情報の目的外利用や提供について、慎重に判断するという原則は維持しながらも、新型コロナウイルス感染症に関する状況、近年の審査会での審議状況を踏まえて、一部見直しが必要と考え、他市の審議会の開催要件を調べたところ、札幌市や北広島市など、他の近隣自治体でも、個人情報保護条例中に「事務の遂行に必要な限度で使用する」場合や「事務の執行上相当の理由がある」場合には、目的外利用や提供を認める旨を規定しており、当市においても、「同一の実施機関内で利用する場合、他の実施機関に提供する場合であり、個人情報を利用する実施機関が事務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」と一定の条件を付した上で、審査会への諮問・審議を必要としないとする旨の規定を追加することで、審査会事務の効率化、業務の迅速化を図りたいと考えております。

今回の改正内容の説明資料として、A3版の縦様式の「諮問案件の補足説明」として、今回、追加する個人情報の目的外利用に係る規定に関して、今後の事務取扱いなどについて、かいつまんで説明いたします。

まず、一番上になりますが、実施機関、市の機関での個人情報の取り扱いは、電子データの個人情報へのアクセス権限を、事務を執行する上で、必要とする職員に限定したり、ノートパソコン等は、業務終了後は、鍵のかかる場所に保管しています。

このほか、今回、追加する規定に該当するか否かの審査をどの部署がどのように行うのか、こちらにつきましては、条例を所管する総務課が、事務の担当課から提出された個人情報事務登録簿について、データの内容や業務、過去の審査会答申などを踏まえて、審査いたします。この、個人情報事務登録簿ですが、この様式については、参考資料として、皆様に配布しており、このような内容が事務登録簿に記載されています。

このほか、今回、追加する規定を適用する事例があった場合には、年度当初の審査会において、件数と案件の報告を行う予定です。

この表の、右側の中段になりますが表の中に表がありますけれども、令和2年度の諮問案件をもとに、今回の規定に当てはめた例を示しております

昨年の例では、第2回の諮問案件となった「ひとり親世帯へ地元食材、(石狩産米)の支援事業」に際して、石狩観光協会等に外部提供される事例は、審査会への審査を必要としますが、それ以外の諮問案件については、今回、追加する規定の対象となり、総務課での審査を経ることにより、審査会には諮問しない方向となります。

一番下の例になりますが、市民の不利益処分に関わるような場合でも、形式的な要件が満たされていれば、審査会の諮問が不要となるのか、これについては、総務課の審査を経た上で、慎重な議論が必要であると考えておまして、審査会への諮問案件とすることを基本として想定しています。

以上で、条例の改正についての説明を終わります。

【向田会長】 ありがとうございました。要するに、条例第10条で目的外利用を原則禁止していますが、項目を増やしたいという意向の説明を受けました。

どうぞご自由に議論してください。

【植松委員】 資料を拝見していて、ちょっと分からないところがあったので教えていただきたいんですけども、個人情報事務登録簿の中に、収集の方法の横に、「本人」と「本人以外」という項目があるんですけども、これは、「本人」と「本人以外」の区別の、場合というか、そのケースを教えてくださいませんか。

それともう一つ。今、A3版の資料で説明をいただいたところの一番上なのですが、「実施機関（市の機関内）」というふうにあるのですが、これは市役所内の部署という解釈でよろしいでしょうか。

【事務局】 1点目ですが、収集の方法に「本人」と「本人以外」とありますこの様式は、今回のためにつくったものではありません。今回は、収集というよりは、既に保有している別の目的で保有している個人情報を、目的外利用するというので考えていますので、この収集の方法のところについては、今回は、書かれていても書かれていなくても構わないというふうに考えております。既に持っている情報を、他の目的に使うということで、その他の目的に使う事務をこれに書いていただいて、その上で、総務課のほうで、それに相当な理由があるのかということなどから、認められるものかどうかを判断させていただきたいと考えております。ですので、この個人情報事務登録簿は、市が個人情報を何らかの方法で収集するところから始まる事務を登録する目的でつくられた様式ですので、今回の場合は、あまり合っていない形にはなってしまいますが、個人情報取扱事務の内容をこちら総務課で把握するために、この様式を兼用させていただきたいと考えているところです。

2点目になりますが、実施機関は、個人情報保護条例のほうで決まっている市の機関ということで、あと、教育委員会ですとか、市長部局以外のところも含めた市の機関という形で想定しております。

【矢吹委員】 よろしいでしょうか、1つ質問ですが、相当性、相当な理由があるとき、総務課が判断するということでしたが、その点は条例には書かないのですか。

【事務局】 総務課の方で判断をするってということ自体を、条文の中に入れ込むというお話ですよ。

【矢吹委員】 条例からは、どこが判断するかはわからない仕組みになってますよね。今、条例か、その下の規則かは別として、総務課が判断するんだということ、条例で定めないんですか。あるいは、法律だと政令とかがあるんですが…。条例の場合は何になるんでしょうか、規則か何かで定めないのですか。

【東課長】 お答え申し上げます。具体的に、相当な理由があるか否かの判断につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり、総務課において行うわけですが、今後、疑義の生じることがないように、条例上に規定するか、あるいは規則に委任するような形で整理したいというふうに考えております。以上でございます。

【斯波委員】 よろしいですか。斯波です。先程、植松委員がおっしゃったことの再確認ですけれども、個人情報事務登録簿、これは条例第7条に記載されていますけれども、この登録簿のことを言っているということではないでしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおり、条例第7条の事務登録簿の様式です。

【斯波委員】 それを兼用するという提案ですね

【事務局】 はい。

【斯波委員】 それから、先ほどの実施機関についてはこの条例の2条の定義ですか。2条の定義の（2）実施機関として、議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会。

実施機関とはこういう具合に分かれているということで、この規定の中の、それごとに判断すると、こういうことと考えて良いってことですね。

【事務局】 はい、実施機関はここで定義されているとおりです。

【斯波委員】 その範疇で、ということですね。

私も、確かにあのA3版の資料を見て、今回のいろいろなコロナ事案の関係で、何か似たようなことがあるというような感じがしまして、ちょっと気にはなっていたんですけども…。

先程の原案に、相当な期間ということで、矢吹先生もおっしゃっていましたが、具体的にこの事案を見て、同じような感じだというのはわかるんですけども、ただ、そこら辺がこの様式上で、どういう具合に判断したかとか、そういうものがないですよ。

つまり、兼用で使うから、そういうことになっているんですけども、先ほどのお話では、これらは所管課から出てくるわけですよ。そして、総務課でこれを見て、説明も聞くんでしょうけれども、判断されて、相当な理由があるときということだと、そういう判断の経過が、何もこれでは示されませんよね。その辺のところはどういう具合になるんですか。

【事務局】 登録簿の方には、その事務の概要を書いていただくという形で考えておりまして、実際には、例えば今回のA3版の資料に書いてあります昨年度の諮問案件ですね。先生方に審査していただいた時に、たくさんの資料を送付させていただいています。国の制度ですと、こちらに送られてきますので、そういった資料も判断材料として所管課から提出していただくことを想定しています。そのことをこの論点整理に記載していませんでしたので、判断過程が不透明になってしまいました。

これらの資料と事務の概要をまとめた事務登録簿を総務課で受け取りまして、不明な点については、実施機関と話をしてどのような制度なのか、審査会に諮問しないで実施することについて問題がないのかということらを総合的に判断していくということで想定しています。

ですので、事務登録簿の情報だけで、該当するかしないかを判断することとは、考えておりません。判断経過が説明不足になっておりまして、申し訳ございません。

【斯波委員】 ということは、これは概要を記載するものという判断で行きますと、では、主管課から出てきたものを、どういうことで相当の理由があるということで、判断するんだ、判断したんだというね、そういう経過が書かされるものってあるんですか。

【東課長】 先程、事務登録簿の件につきましては、本来は情報の収集・管理に関して網羅的な要素となっていますので、今回の目的外利用として、ふさわしいかどうかの審査まで負うものではないということは、先程、担当者からご説明したとおりです。実際の審査にあたりましては、これまでの審査会におきまして、当方から諮問いたしまして、答申を様々な形でいただいていると、その答申内容に沿って、我々も審査することになっております。すなわち、実際の事務に関しては、これまでの審査会と同じような過程で、資料収集を行いまして、その状況が整いましたら、市の意思決定過程として、通常、決定書を用いまして、しかるべき責任者まで決裁を行うと。そのような形で手続を進めていくことと想定しています。以上でございます。

【斯波委員】 わかりました。

【向田会長】 そのほか、いかがでしょうか。

【斯波委員】 もう一つありました。先程の説明、A3版資料の中で、第2回の事案として、石狩産のお米を配布するという話。この時は、事務作業を外部委託して出しましたよね。その場合には、審査会には諮問しないという例には、

あてはまらないとの説明を受けたと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

【東課長】 お答え申し上げます。今回の対象となる事務は実施機関内ということですので、条例第2条に定めております実施機関内の情報の利用・提供になります。外部機関への提供につきましては、昨年、ご審議いただきました「ひとり親家庭の地元食材支援」ということで、このようなケースにつきましては、今後も審査会にご審議いただきたいと考えてございます。以上でございます。

【向田会長】 そのほか、いかがでしょうか。

【向田会長】 ご意見がなければ、諮問1については、石狩市個人情報保護条例第10条中、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加えるということで、新しく号を加えて、運用上の目的外利用を認めることについては、よろしいですか。

では、そういう形で答申いたしますので。

【東課長】 答申を頂戴いたしましてありがとうございます。

このあと、答申書の作成につきましては、会長に一任していただきまして、文言の整理というふうになってございますので、会長にご指示いただきまして事務局の方で原案を作成したいと思います。この点、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、一つ目の諮問について、これにて終了いたします。

二つ目の諮問が非公開となつてございますので、大変恐縮ではございますが、ここで入れ替えとさせていただきます。

※ 諮問2については、審査請求についての審査を行うための会議となり、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、会議の公開が適当でないとして明らかに認められるものとして非公開とされたので、要点のみを記載する。

○実施機関（市）より本件公文書一部開示決定についての審査請求について説明

審査請求の対象となった処分は、開示請求者が石狩市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条に基づき行った公文書開示請求に対して、市が行った公文書一部開示決定である。

対象文書の大半が、第三者が市へ提出した書類であることから、開示決定の参考とするため、市が第三者に対して、公文書の開示に関する意見照会を行ない、これに伴う意見書を受領している。

第三者（以下、「審査請求人」という。）から、審査請求書及び執行停止申立書が提出され、市が執行停止を決定し、審査請求人及び開示請求者に執行停止を通知した。

不開示にした部分は、個人情報、事業活動情報、法令秘情報に該当する部分である。

市が審査請求に係る弁明書を審査請求人に送付し、審査請求人から反論書を受領した。

○審査請求人の主張の骨子

〔趣旨〕

公文書一部開示決定を変更し、開示請求対象文書の全部を開示しないとする旨の裁決を求める。

[理由]

- 1 本件開示請求は、条例の目的に沿わないもので、開示請求対象文書が特定されていないから不適法である。
- 2 本件文書の開示部分は、条例第8条に規定する不開示情報のうち、第2 事業活動情報、第3 意思形成過程情報、第6 公共安全維持情報のいずれか、あるいは複数の不開示情報に該当しているため、不開示とすべきである。

○実施機関の弁明

- 1 条例では、公文書の取得目的や理由は、開示請求する際の必要事項と定められておらず、開示を決定する際の判断基準とはならない。
また、開示請求対象文書についても、開示請求書の記載から特定が可能であり、手続においても不適法ではない。
- 2 不開示情報に該当しているとの主張に具体性がない。

○審議内容（質疑応答）

- ・本件開示請求された文書の特定の経緯について（質疑応答）
- ・第三者意見の聴取について（質疑応答）
- ・本件開示請求に対する一部開示決定処分 of 経緯について（質疑応答）
- ・「守秘情報」の考え方について（質疑応答）
- ・反論書の提出までの経緯について（質疑応答）
- ・不開示情報（事業活動情報・意思形成過程情報・公共安全維持情報）の考え方について
- ・情報公開制度の趣旨について
- ・反論書の添付資料について（質疑応答）
- ・審査会での進行方法について（質疑応答）

○結論

次回の審査会に継続審議とする。

議事録確定 令和3年6月4日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印